## 等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成29年4月1日現在)

## 行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する	合計		内訳		職制上の段階		
- 「丁///入	基準となる職務	(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事・技師・保健師・保育士・栄養士・司書の職務	44	20. 1	主事 技師	39	63	28. 8	係員級
				保健師	3			
				保育士	1			
				計	44			
2級	主任の職務	19	8. 7	主任	19			
				計	19			
3級	主査の職務	38	17. 3	主査	38	38	17. 3	主査級
				計	38			
	課長補佐・事務局長補佐・副主幹・ 係長・所長・園長・館長の職務	49	22. 4	課長補佐	38	49	22. 4	課長補佐・係長級
				事務局長補佐	1			
4級				副主幹	7			
				係長	3			
				計	49			
5級	主幹・困難な業務を分掌する課長補 佐・困難な業務を分掌する事務局長 補佐の職務	33	15. 1	主幹	33	33	15. 1	主 幹 級
				計	33			
	課長・事務局長・困難な業務を分掌 する主幹の職務	27	12.3	課長	13	27	12. 3	課長級
6級				事務局長	1			
				主幹	13			
				計	27			
	部長・教育次長・参事・議会事務局 長の職務	9	4. 1	部長	4		4. 1	部長級
7級				教育次長	1			
				参事	3			
				議会事務局長	1			
				計	9			
	合計	219	100.0					

## 等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成29年4月1日現在)

## 技能労務職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する		計	内訳		
守阪	基準となる職務	(人)	(%)	職名	(人)	
1級	<ul><li>(1) 技能職員の職務</li><li>(2) 労務職員の職務</li></ul>	3	15. 8	運転手	1	
				調理員	1	
1 ///				技手	1	
				計	3	
	<ul><li>(1) 技能職員の職務</li><li>(2) 労務職員の職務</li></ul>	2	10. 5	運転手	1	
2級				技手	1	
				計	2	
	(1) 相当の技能又は経験を必要 とする技能職員の職務 (2) 相当の経験を必要とする労 務職員の職務	7	36.8	用務員	2	
3級				調理員	5	
				計	7	
	(1) 高度の技能又は経験を必要 とする技能職員の職務 (2) 相当の経験を有し、かつ、 困難な業務を行う労務職員の職務	7	36. 9	運転手	1	
				用務員	3	
4級				調理員	2	
				技手	1	
				計	7	
	合計	19	100.0			